

「一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則の一部改正（案）新旧対照表」

現行（平成 25 年 6 月）	改正案
<p>一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 日本透析医学会（以下本会と略記）は、血液浄化療法に関連する医学と医療の進歩に即応した能力を持った医師を養成し、それによって、国民が広く最適な透析医療を享受できることを担保するのを目的として、本会専門医（以下専門医と略記）制度を施行する。</p> <p>第 2 章 専門医制度委員会</p> <p>第 2 条 本会は前条の目的を達成するため、専門医制度委員会を置き、専門医制度の実施および改善に関わる審議を行う。</p> <p>2 専門医制度委員会は理事長の指名する担当理事および本会評議員（以下評議員と略記）より構成する。</p> <p>第 3 条 <u>本会は専門医制度委員会のもとに、研修プログラム小委員会、カリキュラム小委員会、専門医認定小委員会、専門医試験小委員会、施設認定小委員会の 5 委員会を置く。</u></p> <p>第 3 章 委員会</p> <p>第 4 条 理事長は専門医制度委員会および本会理事会（以下理事会と略記）の議を経て、各委員会の委員長から推薦のあった委員を評議員の中から選任し委嘱する。</p> <p>第 5 条 各委員会の委員長はそれぞれの<u>前項認定委員会</u>を組織し、<u>資格業務</u>を行う。</p> <p>2 各委員会の委員長を兼ねることは出来ない。</p> <p>3 カリキュラム小委員会委員、専門医認定小委員会委員、専門医試験小委員会委員および施設認定小委員会委員は、相互に兼ねることは出来ないが、研修プログラム小委員会委員とは兼ねることが出来る。</p> <p>4 <u>委員と委員長</u>の任期は 2 年とし、再任をさまたげない。</p> <p>5 委員会の会議は、<u>社団法人日本透析医学会定款第 5 章に基づいて運営する。</u></p> <p>第 6 条 この規則の施行に関して、理事長または理事会もしくは委員会によって決定された事項は、本</p>	<p>一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 日本透析医学会（以下「本学会」という）は、血液浄化療法に関連する医学と医療の進歩に即応した能力を持った医師を養成し、それによって、国民が広く最適な透析医療を享受できることを担保するのを目的として、本学会専門医（以下「専門医」という）制度を施行する。</p> <p>第 2 章 専門医制度委員会</p> <p>第 2 条 本学会は前条の目的を達成するため、専門医制度委員会を置き、専門医制度の実施および改善に関わる審議を行う。</p> <p>2 専門医制度委員会は理事長の指名する担当理事および本学会評議員（以下「評議員」という）より構成する。</p> <p>第 3 章に移動</p> <p>第 3 章 <u>各小委員会</u></p> <p>第 3 条 本学会は専門医制度委員会のもとに、研修プログラム小委員会、カリキュラム小委員会、専門医認定小委員会、専門医試験小委員会、施設認定小委員会の 5 <u>小委員会</u>（以下「各小委員会」という）を置く。</p> <p>第 4 条 理事長は専門医制度委員会および本学会理事会（以下「理事会」という）の議を経て、各小委員会の委員長から推薦のあった委員を評議員の中から選任し委嘱する。</p> <p>第 5 条 各小委員会の委員長はそれぞれの<u>各小委員会</u>を組織し、<u>必要な業務</u>を行う。</p> <p>2 各<u>小委員会</u>の委員長を兼ねることは出来ない。</p> <p>3 カリキュラム小委員会委員、専門医認定小委員会委員、専門医試験小委員会委員および施設認定小委員会委員は、相互に兼ねることは出来ないが、研修プログラム小委員会委員とは兼ねることが出来る。</p> <p>4 <u>各小委員会委員長と委員</u>の任期は 2 年とし、再任をさまたげない。</p> <p>5 <u>各小委員会</u>の会議は、<u>日本透析医学会定款第 32 条および定款施行細則第 19 条を準用する。</u></p> <p>第 6 条 この<u>専門医制度規則</u>（以下「規則」という）の施行に関して、<u>専門医制度委員会</u>もしくは<u>各小</u></p>

現行（平成 25 年 6 月）	改正案
<p>会雑誌およびその他によって会員に公示する。</p> <p>2 委員会の資格審査に関わる議事は公開しない、<u>ただし、不認可に際しては申請者に不認可の事由を通知する。</u></p> <p>第7条 理事長は委員にふさわしくない行為があったとき、また特別の事情のあるときは任期内であっても理事会の議を経て解任することが出来る。</p> <p>第4章 専門医 第1節 専門医の申請資格 第8条 専門医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。 2) 日本内科学会、日本外科学会、日本泌尿器科学会、日本小児科学会において定められた専門医の資格を有していること。 3) 本学会の専門医制度委員会の定める研修プログラムに従い、<u>基幹研修施設および基幹研修施設が承認した関連研修施設で専攻医として3年間以上の研修を行い、かつ指導責任者の終了証明があること。</u> 4) <u>本学会の専門医制度委員会が開催し、専攻医の教育のために指定したすべてのセミナーに参加していること。</u> 5) <u>専門医認定の試験および審査において適格と判定され、専門医として登録を完了した者であること。</u> <p>第2節 専門医の申請 第9条 専門医の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門医認定申請書 2) 医師免許証（写） 3) 規則第8条2号に定められた資格を証明する書類（写）。 4) <u>基幹研修施設あるいは関連研修施設における専攻医としての研修記録と同施設が発行する研修終了証明書。</u> 5) <u>教育セミナーへの参加を証明する書類。</u> 	<p>委員会によって決定された事項は、<u>理事会の承認を得て、</u>本学会雑誌およびその他によって会員に公示する。</p> <p>2 <u>各小委員会の議事は公開しない。</u></p> <p>第7条 理事長は<u>各小委員会</u>委員にふさわしくない行為があったとき、<u>または特別の事情のあるときは</u>任期内であっても理事会の議を経て解任することが出来る。</p> <p>第4章 専門医 第1節 専門医の申請資格 第8条 専門医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。 2) 日本内科学会、日本外科学会、日本泌尿器科学会、日本小児科学会において定められた専門医の資格を有していること。 3) 本学会の専門医制度委員会の定める専門研修プログラムに従い、<u>専門研修基幹施設および専門研修基幹施設が承認した専門研修連携施設で専攻医として3年間以上の研修を行い、かつ研修プログラム統括責任者の専攻医研修証明書があること。</u> 4) <u>透析医学に関する学術業績（基礎、臨床、社会系研究における症例発表と論文等）が1つ以上あること。</u> 5) <u>本学会の専門医制度委員会が定めた専攻医のための教育研修に参加していること。</u> 6) <u>専門医認定の試験および審査において適格と判定され、専門医として登録を完了した者であること。</u> <p>第2節 専門医の申請 第9条 専門医の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門医認定申請書 2) 医師免許証（写） 3) 規則第8条2項に定められた資格を証明する書類（写）。 4) <u>専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設における専攻医としての診療実績と同施設が発行する専攻医研修証明書。</u> 5) <u>教育研修終了実績の証明書。</u> 6) <u>別表に定める筆頭での学会発表抄録（写）ある</u>

現行（平成 25 年 6 月）	改正案
<p>第 3 節 専門医の資格認定試験</p> <p>第10条 専門医試験小委員会の委員長は専門医試験小委員会委員を軸に試験官を選出する。</p> <p>2 専門医試験小委員会の委員長は自ら試験官となり試験審査を行えない。</p> <p>3 専門医の試験の可否は、1) 書類審査 2) 客観式筆記試験 3) 口頭試問試験の総合判定で決定する。</p> <p>4 試験の可否理由については申請者に通知する。</p> <p>5 専門医試験小委員会の委員長は試験結果を速やかに専門医認定小委員会の委員長に報告しなければならない。</p> <p>第 4 節 専門医の更新および専門医更新の申請</p> <p>第11条 専門医の更新は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <p>1) 専門医認定証の有効期限の満了する日の前 1 年以内であること。</p> <p>2) 専門医認定証の有効期限内に、<u>別途定める研修実績 50 単位を取得していること。</u></p> <p>3) 専門医認定証の有効期限内に、<u>セルフトレーニング問題を毎年解答すること。</u></p> <p>4) <u>専門医認定証の有効期限内に、専門医として専門医制度委員会が規定する一定以上の業務を行った実績があること。ただし、規定は別に定める。</u></p> <p>5) <u>当該認定期間 5 年のうちに透析療法に関する学術業績が 2 単位以上あること（別表）。</u> <u>ただし、学術業績の申請は上限 5 単位までとする。</u></p> <p>6) <u>専門医更新の審査において適格と判定され専門医更新者として登録を完了した者であること。</u></p> <p>7) <u>病気、出産、その他止むを得ない事情により所定の単位に満たない場合は、更新の保留を申請する。保留期間は事務手続き上、1 年ないし 2 年の年単位とし認定期間は有効期限の満了する日に保留期間を加えた年数だけ延期されるが、保留の期間中は専門医を呼称することは出来ない。</u></p> <p>8) <u>海外留学のため休会措置を受け、所定の単位に満たない場合は更新の延長を申請する。延長の期間は事務手続き上、1, 2, 3, ないし 4 年の</u></p>	<p><u>いは論文抄録（写）。</u></p> <p>第 3 節 専門医の資格認定試験</p> <p>第10条 専門医試験小委員会の委員長は専門医試験小委員会委員を軸に試験官を選出する。</p> <p>2 専門医試験小委員会の委員長は自ら試験官となり試験審査を行えない。</p> <p>3 専門医の試験の可否は、1) 書類審査 2) 客観式筆記試験 3) 口頭試問試験の総合判定で決定する。</p> <p>4 試験の可否理由については申請者に通知する。</p> <p>5 専門医試験小委員会の委員長は試験結果を速やかに専門医認定小委員会の委員長に報告しなければならない。</p> <p>第 4 節 専門医の更新および専門医更新の申請</p> <p>第11条 専門医の更新は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <p>1) 専門医認定証の有効期限の満了する日の前 1 年以内であること。</p> <p>2) 専門医認定証の有効期限内に、<u>専門医更新にふさわしい診療実績があること。所定の診療実績書を提出し、専門医制度委員会が判断する。</u></p> <p>3) 専門医認定証の有効期限内に、<u>別途定める研修実績（教育研修・学術業績・セルフトレーニング問題解答実績）50 単位を取得していること。</u></p> <p>4) <u>本学会の専門医制度委員会が定めた教育研修に参加していること。</u></p> <p>5) <u>当該認定期間 5 年のうちに透析療法に関する学術業績が 1 つ以上あること（別表）。</u></p> <p>6) <u>専門医認定証の有効期限内に、セルフトレーニング問題を毎年解答すること。</u></p> <p>7) <u>専門医更新の審査において適格と判定され専門医更新者として登録を完了した者であること。</u></p> <p>8) <u>病気、出産、その他止むを得ない事情により所定の単位に満たない場合は、更新の保留を申請する。保留期間は 2 年を限度として年単位とし、認定期間は有効期限の満了する日に保留期間を加えた年数だけ延期されるが、保留の期間中は専門医を呼称することは出来ない。</u></p> <p>9) <u>海外留学のため休会措置を受け、所定の単位に満たない場合は更新の延長を申請する。延長の期間は 4 年を限度として年単位とし、認定期間</u></p>

現行（平成 25 年 6 月）	改正案
<p>単位とし認定期間は有効期限の満了する日に延長の期間を加えた年数だけ延期されるが、延長の期間中は専門医を呼称することは出来ない。</p> <p>第12条 専門医の更新を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、更新申請手数料を納付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門医更新申請書 2) 教育セミナーの参加記録 3) セルフトレーニング問題解答実績 4) 業務実績 5) 学術業績の記録 6) 総会参加証（写） 	<p>は有効期限の満了する日に延長の期間を加えた年数だけ延期されるが、延長の期間中は専門医を呼称することは出来ない。</p> <p>第12条 専門医の更新を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、更新申請手数料を納付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門医更新申請書 2) 診療実績書 3) 教育研修実績の証明書 4) 学術業績の記録 5) セルフトレーニング問題解答実績
<p>第13条 専攻医として登録した研修施設の指導責任者は、<u>専門医認定小委員会からの要請を受けたときは、その専攻医申請者についての意見書を提出しなければならない。</u></p>	<p>第13条 専攻医として登録した専門研修施設群の研修プログラム統括責任者は、<u>専門医認定小委員会からの要請を受けたときは、その専攻医申請者についての意見書を提出しなければならない。</u></p>
<p>第5節 専門医の認定および専門医更新の認定</p>	<p>第5節 専門医の認定および専門医更新の認定</p>
<p>第14条 専門医認定小委員会は毎年1回、専門医認定の申請書類等の審査および試験によって専門医として必要な条件を満たす者を、専門医認定資格者として専門医制度委員会に推薦する。</p>	<p>第14条 専門医認定小委員会は毎年1回、専門医認定の申請書類等の審査および試験によって専門医として必要な条件を満たす者を、専門医認定資格者として専門医制度委員会に推薦する。</p>
<p>第15条 理事長は専門医制度委員会が専門医として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p>	<p>第15条 理事長は専門医制度委員会が専門医として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p>
<p>第16条 専門医認定小委員会は毎年1回、専門医更新認定の申請書類等によって審査を行い専門医更新者として必要な条件を満たす者を、専門医更新資格者として専門医制度委員会に推薦する。</p>	<p>第16条 専門医認定小委員会は毎年1回、専門医更新認定の申請書類等によって審査を行い専門医更新者として必要な条件を満たす者を、専門医更新資格者として専門医制度委員会に推薦する。</p>
<p>第17条 理事長は専門医制度委員会が専門医更新者として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p>	<p>第17条 理事長は専門医制度委員会が専門医更新者として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p>
<p>第18条 専門医認定者あるいは専門医更新者と決定した申請者は、決定通知の日付より30日以内に登録料の納付を完了しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 理事長は専門医認定者および専門医更新者名簿への登録を行い、専門医認定証を交付する。 3 専門医認定証の有効期間は次年度の4月1日から5年間とし、終了日は3月31日とする。 	<p>第18条 専門医認定者あるいは専門医更新者と決定した申請者は、決定通知の日付より30日以内に登録料の納付を完了しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 理事長は専門医認定者および専門医更新者名簿への登録を行い、専門医認定証を交付する。 3 専門医認定証の有効期間は次年度の4月1日から5年間とし、終了日は3月31日とする。
<p>第6節 専門医資格の喪失</p>	<p>第6節 専門医資格の喪失</p>
<p>第19条 専門医は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 正当な理由を付し、専門医の資格を辞退したとき。 2) 専門医認定証の交付を受けた日から満5年を経て、専門医の更新を受けなかったとき。 3) 規則第8条に示されている各学会専門医の資格 	<p>第19条 専門医は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 正当な理由を付し、専門医の資格を辞退したとき。 2) 専門医認定証の交付を受けた日から満5年を経て、専門医の更新を受けなかったとき。 3) 規則第8条に示されている各学会専門医の資格

現行（平成 25 年 6 月）	改正案
<p>を失ったとき。</p> <p>第20条 理事長は、専門医としてふさわしくない行為のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により専門医の認定を取り消すことが出来る。</p> <p>2 専門医の資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p> <p>第21条 専門医制度委員会は専門医資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。</p> <p>2 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べる事が出来る。</p> <p>3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を下し、申し立て者に通知する。</p>	<p>を失ったとき。</p> <p>第20条 理事長は、専門医としてふさわしくない行為のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により専門医の認定を取り消すことが出来る。</p> <p>2) 専門医の資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p> <p>第21条 専門医制度委員会は専門医資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。</p> <p>2 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べる事が出来る。</p> <p>3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を下し、申し立て者に通知する。</p>
<p>第 5 章 <u>指導医</u></p> <p>第 1 節 <u>指導医の申請資格</u></p> <p>第22条 <u>指導医</u>は専門医として登録されている者であること。</p> <p>1) 申請時において、専門医として認定を受けた後、通算 3 年以上、<u>基幹研修施設またはこれに準じる施設に勤務し、主として透析医療に従事した者であること。</u></p> <p>2) 申請時において<u>基幹研修施設あるいは関連研修施設に、常勤医として勤務している者であること、常勤とは、週 4 日以上勤務している状態をいう。</u></p>	<p>第 5 章 <u>専門研修指導医</u></p> <p>第 1 節 <u>専門研修指導医の申請資格</u></p> <p>第22条 <u>専門研修指導医</u>は専門医として登録されている者であること。</p> <p>1) 申請時において、専門医として認定を受けた後、通算 3 年以上、<u>専門研修基幹施設または専門研修連携施設に勤務し、主として透析医療に従事した者であること。</u></p> <p>2) 申請時において<u>専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設に、常勤医として勤務している者であること、常勤医とは、病院施設等で定められている常勤の所定労働時間勤務している者（以下「常勤医」という）。</u></p> <p>3) <u>申請時において、定められた指導医研修を受講していること。</u> <u>なお、専門医として認定を受けた後、通算 2 年以上、専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設に常勤医として勤務した者は受講資格がある。</u></p>
<p>第 2 節 <u>指導医の申請</u></p> <p>第23条 <u>指導医</u>の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。</p> <p>1) <u>指導医認定申請書</u></p> <p>2) <u>勤務証明書</u></p> <p>3) <u>専門医認定書（写）</u></p>	<p>第 2 節 <u>専門研修指導医の申請</u></p> <p>第23条 <u>専門研修指導医</u>の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。</p> <p>1) <u>専門研修指導医認定申請書</u></p> <p>2) <u>勤務証明書</u></p> <p>3) <u>専門医認定書（写）</u></p> <p>4) <u>指導医研修受講証</u></p>

現行（平成 25 年 6 月）	改正案
<p>第 3 節 <u>指導医</u>の更新および<u>指導医</u>更新の申請</p> <p>第24条 <u>指導医</u>の更新は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門医として登録されている者であること。 2) <u>指導医</u>認定証の有効期限の満了する日の前1年以内であること。 3) 申請時において、専門医として認定を受けた後、通算3年以上、<u>基幹研修施設</u>またはこれに<u>準じる施設</u>に勤務し、主として透析医療に従事した者であること。 4) 申請時において<u>基幹研修施設</u>に、常勤医として勤務している者であること、<u>常勤とは、週4日以上勤務している状態をいう。</u> <p>第25条 <u>指導医</u>の更新を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>指導医</u>更新申請書 2) 勤務証明書 3) 専門医認定書（写） 	<p>第 3 節 <u>専門研修指導医</u>の更新および<u>専門研修指導医</u>更新の申請</p> <p>第24条 <u>専門研修指導医</u>の更新は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門医として登録されている者であること。 2) <u>専門研修指導医</u>認定証の有効期限の満了する日の前1年以内であること。 3) 申請時において、専門医として認定を受けた後、通算3年以上、<u>専門研修基幹施設</u>または<u>専門研修連携施設</u>に勤務し、主として透析医療に従事した者であること。 4) 申請時において<u>専門研修基幹施設</u>または<u>専門研修連携施設</u>に、常勤医として勤務している者であること。 <p>第25条 <u>専門研修指導医</u>の更新を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>専門研修指導医</u>更新申請書 2) 勤務証明書 3) 専門医認定書（写）
<p>第 4 節 <u>指導医</u>の認定および<u>指導医</u>更新の認定</p> <p>第26条 専門医認定小委員会は毎年1回、<u>指導医</u>認定の申請書類等によって審査を行い、<u>指導医</u>として必要な条件を満たす者を、<u>指導医</u>認定資格者として専門医制度委員会に推薦する。</p> <p>第27条 理事長は専門医制度委員会が<u>指導医</u>として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p> <p>第28条 専門医認定小委員会は毎年1回、<u>指導医</u>更新認定の申請書類等によって審査を行い<u>指導医</u>更新者として必要な条件を満たす者を、<u>指導医</u>更新資格者として専門医制度委員会に推薦する。</p> <p>第29条 理事長は専門医制度委員会が<u>指導医</u>更新者として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p> <p>第30条 理事長は<u>指導医</u>認定者および<u>指導医</u>更新者名簿への登録を行い、<u>指導医</u>認定証を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) <u>指導医</u>認定証の有効期間は次年度の4月1日から5年間とし、終了日は3月31日とする。 <p>第 5 節 <u>指導医</u>資格の喪失</p> <p>第31条 <u>指導医</u>は次の各項の理由により、専門医制度委</p>	<p>第 4 節 <u>専門研修指導医</u>の認定および<u>専門研修指導医</u>更新の認定</p> <p>第26条 専門医認定小委員会は毎年1回、<u>専門研修指導医</u>認定の申請書類等によって審査を行い、<u>専門研修指導医</u>として必要な条件を満たす者を、<u>専門研修指導医</u>認定資格者として専門医制度委員会に推薦する。</p> <p>第27条 理事長は専門医制度委員会が<u>専門研修指導医</u>として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p> <p>第28条 専門医認定小委員会は毎年1回、<u>専門研修指導医</u>更新認定の申請書類等によって審査を行い<u>専門研修指導医</u>更新者として必要な条件を満たす者を、<u>専門研修指導医</u>更新資格者として専門医制度委員会に推薦する。</p> <p>第29条 理事長は専門医制度委員会が<u>専門研修指導医</u>更新者として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p> <p>第30条 理事長は<u>専門研修指導医</u>認定者および<u>専門研修指導医</u>更新者名簿への登録を行い、<u>専門研修指導医</u>認定証を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) <u>専門研修指導医</u>認定証の有効期間は次年度の4月1日から5年間とし、終了日は3月31日とする。 <p>第 5 節 <u>専門研修指導医</u>資格の喪失</p> <p>第31条 <u>専門研修指導医</u>は次の各項の理由により、専門</p>

現行（平成 25 年 6 月）	改正案
<p>員会の議を経てその資格を喪失する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 正当な理由を付し、<u>指導医</u>としての資格を辞退したとき。 2) 専門医としての資格を喪失したとき。 3) <u>指導医</u>認定証に交付を受けた日から満 5 年を経て、<u>指導医</u>の更新を受けなかったとき。 	<p>医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 正当な理由を付し、<u>専門研修指導医</u>としての資格を辞退したとき。 2) 専門医としての資格を喪失したとき。 3) <u>専門研修指導医</u>認定証に交付を受けた日から満 5 年を経て、<u>専門研修指導医</u>の更新を受けなかったとき。
<p>第32条 理事長は、<u>指導医</u>としてふさわしくない行為のあったとき、または<u>指導医</u>として不適当と認められたときは、専門医制度委員会および理事会の議により<u>指導医</u>の認定を取り消すことが出来る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) <u>指導医</u>の資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。 	<p>第32条 理事長は、<u>専門研修指導医</u>としてふさわしくない行為のあったとき、または<u>専門研修指導医</u>として不適当と認められたときは、専門医制度委員会および理事会の議により<u>専門研修指導医</u>の認定を取り消すことが出来る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) <u>専門研修指導医</u>の資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。
<p>第33条 専門医制度委員会は<u>指導医</u>資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べる事が出来る。 3) 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を下し、申し立て者に通知する。 	<p>第33条 専門医制度委員会は<u>専門研修指導医</u>資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べる事が出来る。 3) 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を下し、申し立て者に通知する。
<p>第 6 章 <u>基幹研修施設</u></p> <p>第 1 節 <u>基幹研修施設の資格</u></p>	<p>第 6 章 <u>専門研修基幹施設</u></p> <p>第 1 節 <u>専門研修基幹施設の申請資格</u></p>
<p>第34条 <u>基幹研修施設</u>は次の各項の条件をすべて満たす施設であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>基幹研修施設</u>は申請時において本学会の施設会員であること。 2) 原則として身体障害者福祉法の<u>規定</u>による更生医療担当医療機関（腎機能障害）として指定を受けていること。 3) 医療法で定める特定機能病院、総合病院または本学会が認めた透析療法の研修施設として適切な有床施設であること、<u>研修施設は少なくとも内科もしくは小児科および外科もしくは泌尿器科を含む 2 科以上の診療科をもつこと。</u> 4) 専門医 2 名以上が常勤し、かつ専門医の中から定められた<u>指導医</u>のもとに、十分な教育体制がとられていること。 5) 研修カリキュラムの一環として、透析療法の臨床研修を行うために必要な諸設備を有している 	<p>第34条 <u>専門研修基幹施設</u>は次の各項の条件をすべて満たす施設であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>専門研修基幹施設</u>は申請時において本学会の施設会員であること。 2) 原則として身体障害者福祉法の<u>規程</u>による更生医療担当医療機関（腎機能障害）として指定を受けていること。 3) 医療法で定める特定機能病院、総合病院または本学会が認めた透析療法の研修施設として適切な有床施設であること、<u>基幹型臨床研修病院（初期）かそれに相当する教育水準を有する施設であること。</u> 4) 専門医 2 名以上が常勤し、かつ専門医の中から定められた<u>専門研修指導医</u>のもとに、十分な教育体制がとられていること。<u>ただし、専門研修基幹施設認定申請時において、専門研修指導医の申請資格および指導医研修受講証を有する場合は、専門研修指導医がいるものとして扱う。</u> 5) <u>専門研修カリキュラム</u>の一環として、透析療法の臨床研修を行うために必要な諸設備を有して

現行（平成 25 年 6 月）	改正案
<p>こと。</p> <p>6) <u>日本透析医学会専門医制度規則施行細則に定める診療内容を有すること。</u></p> <p>7) <u>教育行事（症例検討会、抄読会、死因検討会など）が定期的に開催されていること。</u></p> <p>8) <u>施設内での具体的研修プログラムを有し、指導責任者、指導医を含む研修管理委員会が研修内容を管理する体制があること。</u></p> <p>9) <u>医療安全管理、医療倫理について、年 1 回以上定期的に勉強会等が行われていること。</u></p> <p>第 2 節 <u>基幹研修施設の申請</u></p> <p>第35条 <u>基幹研修施設の資格認定を申請する診療施設の長は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。</u></p> <p>1) <u>基幹研修施設認定申請書類</u></p> <p>2) <u>基幹研修施設内容説明書</u></p> <p>3) <u>指導責任者、指導医、専門医の勤務に関する施設長の証明書</u></p> <p>4) <u>研修プログラム</u></p> <p>第 3 節 <u>基幹研修施設更新の申請</u></p> <p>第36条 <u>基幹研修施設認定証の有効期間の満了する日の前 1 年以内で、基幹研修施設の更新を申請する指導責任者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。</u></p> <p>1) <u>基幹研修施設認定更新申請書類</u></p>	<p>いること。</p> <p>6) <u>専門医制度規則施行細則（以下「規則施行細則」という）第 13 条に定める診療内容を有すること。</u></p> <p>7) <u>教育行事（症例検討会、抄読会、死因検討会など）が定期的に開催されていること。</u></p> <p>8) <u>専門研修プログラムを有し、専門医研修プログラムおよび専攻医を総括的に管理する研修プログラム管理委員会があること。</u></p> <p>9) <u>専門研修基幹施設および専門研修施設群全体の研修の責任を負う研修プログラム統括責任者がいること。研修プログラム統括責任者は専門研修基幹施設の長あるいは透析部門の長であり、認定と更新は研修プログラム小委員会が行う。研修プログラム統括責任者は研修プログラム統括責任者講習会を受講し、5 年ごとに更新を行い、更新の際には、当該専門研修施設群の研修実績の報告を行う。</u></p> <p>10) <u>医療安全管理、医療倫理について、年 1 回以上定期的に勉強会等が行われていること。</u></p> <p>第 2 節 <u>専門研修基幹施設の申請</u></p> <p>第35条 <u>専門研修基幹施設の資格認定を申請する研修プログラム統括責任者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。ただし、専門研修基幹施設申請時において、専門研修指導医認定証がなく、専門研修指導医資格がある場合は、専門研修指導医申請を条件として専門研修指導医認定証は省略可能である。</u></p> <p>1) <u>専門研修基幹施設認定申請書類</u></p> <p>2) <u>専門研修基幹施設内容説明書</u></p> <p>3) <u>研修プログラム統括責任者、専門研修指導医、専門医の勤務に関する施設長の証明書</u></p> <p>4) <u>専門臨床研修指導医認定証</u></p> <p>5) <u>専門研修プログラム</u></p> <p>6) <u>専門研修プログラム統括責任者認定証</u></p> <p>第 3 節 <u>専門研修基幹施設更新の申請</u></p> <p>第36条 <u>専門研修基幹施設認定証の有効期間の満了する日の前 1 年以内で、専門研修基幹施設の更新を申請する専門研修プログラム統括責任者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。ただし、専門研修基幹施設更新申請時において、専門研修指導医認定証がなく、専門研修指導医資格がある場合は、専門研修指導医申請を条件として専門研修指導医認定証は省略可能である。</u></p> <p>1) <u>専門研修基幹施設認定更新申請書類</u></p>

現行（平成 25 年 6 月）	改正案
<p>2) <u>基幹研修施設</u>内容説明書</p> <p>3) <u>指導責任者</u>、<u>指導医</u>、<u>専門医</u>の勤務に関する施設長の証明書</p> <p>4) <u>研修プログラム</u></p> <p>5) <u>基幹研修施設</u>研修成果報告書</p>	<p>2) <u>専門研修基幹施設</u>内容説明書</p> <p>3) <u>研修プログラム統括責任者</u>、<u>専門研修指導医</u>、<u>専門医</u>の勤務に関する施設長の証明書</p> <p>4) <u>専門研修指導医認定証</u></p> <p>5) <u>専門研修プログラム</u></p> <p>6) <u>専門研修基幹施設</u>研修成果報告書</p> <p>7) <u>研修プログラム統括責任者認定証</u></p>
<p>第 4 節 <u>基幹研修施設</u>の認定および<u>基幹研修施設</u>更新の認定</p> <p>第37条 <u>施設認定小委員会</u>は設備・体制・診療の面で疑義が生じ、その必要があると認めた場合、<u>基幹研修施設認定</u>および<u>基幹研修施設更新</u>を申請した診療施設について実地調査を行うことが出来る。 <u>基幹研修施設</u>が実地調査を受け入れない場合、<u>施設認定</u>を取り消すことが出来る。</p> <p>第38条 <u>施設認定小委員会</u>は毎年 1 回、<u>基幹研修施設認定</u>の申請書類等によって審査を行い、規則第 34 条の条件を満たしかつ本会<u>基幹研修施設</u>としてふさわしい診療施設を<u>基幹研修施設</u>の資格施設とし専門医制度委員会に推薦する。</p> <p>第39条 理事長は専門医制度委員会が<u>基幹研修施設</u>として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。</p> <p>第40条 <u>施設認定小委員会</u>は毎年 1 回、<u>基幹研修施設認定更新</u>の申請書類等によって審査を行い、規則第 34 条の条件を満たしかつ本会認定更新施設としてふさわしい診療施設を<u>基幹研修施設</u>の更新資格施設とし専門医制度委員会に推薦する。</p> <p>第41条 理事長は専門医制度委員会が認定更新施設として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。</p> <p>第42条 理事長は<u>基幹研修施設</u>および<u>基幹研修施設更新施設</u>名簿への登録を行い、本会<u>基幹研修施設認定証</u>を交付する。</p> <p>2 <u>基幹研修施設認定証</u>の有効期間は次年度の 4 月 1 日から 5 年間とし、終了日は 3 月 31 日とする。</p>	<p>第 4 節 <u>専門研修基幹施設</u>の認定および<u>専門研修基幹施設</u>更新の認定</p> <p>第37条 <u>施設認定小委員会</u>は設備・体制・診療の面で疑義が生じ、その必要があると認めた場合、<u>専門研修基幹施設認定</u>および<u>専門研修基幹施設更新</u>を申請した診療施設について実地調査を行うことが出来る。 <u>専門研修基幹施設</u>が実地調査を受け入れない場合、<u>施設認定</u>を取り消すことが出来る。</p> <p>第38条 <u>施設認定小委員会</u>は毎年 1 回、<u>専門研修基幹施設認定</u>の申請書類等によって審査を行い、規則第 34 条の条件を満たしかつ本学会<u>専門研修基幹施設</u>としてふさわしい診療施設を<u>専門研修基幹施設</u>の資格施設とし専門医制度委員会に推薦する。</p> <p>第39条 理事長は専門医制度委員会が<u>専門研修基幹施設</u>として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。</p> <p>第40条 <u>施設認定小委員会</u>は毎年 1 回、<u>専門研修基幹施設認定更新</u>の申請書類等によって審査を行い、規則第 34 条の条件を満たしかつ本学会認定更新施設としてふさわしい診療施設を<u>専門研修基幹施設</u>の更新資格施設とし専門医制度委員会に推薦する。</p> <p>第41条 理事長は専門医制度委員会が認定更新施設として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。</p> <p>第42条 理事長は<u>基幹研修施設</u>および<u>専門研修基幹施設更新施設</u>名簿への登録を行い、本学会<u>専門研修基幹施設認定証</u>を交付する。</p> <p>2 <u>専門研修基幹施設認定証</u>の有効期間は次年度の 4 月 1 日から 5 年間とし、終了日は 3 月 31 日とする。</p>
<p>第 5 節 <u>基幹研修施設</u>資格の喪失</p> <p>第43条 <u>基幹研修施設</u>は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。</p> <p>1) 正当な理由を付し、<u>基幹研修施設</u>としての資格</p>	<p>第 5 節 <u>専門研修基幹施設</u>資格の喪失</p> <p>第43条 <u>専門研修基幹施設</u>は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。</p> <p>1) 正当な理由を付し、<u>専門研修基幹施設</u>としての資格</p>

現行（平成 25 年 6 月）	改正案
<p>を辞退したとき。</p> <p>2) 規則第 34 条に定めるいずれかの条件を満たしえなかったとき、この場合当該<u>基幹研修施設の指導責任者</u>は、直ちに専門医制度委員会に届け出なければならない。</p> <p>3) <u>基幹研修施設認定証</u>の交付を受けた日から満 5 年を経て<u>基幹研修施設</u>の更新を受けなかったとき。</p> <p>4) 正当な理由をなくして規則第 36 条 2, 3, 4 に変更があったことを専門医制度委員会に届けなかった場合。</p>	<p>資格を辞退したとき。</p> <p>2) 規則第 34 条に定めるいずれかの条件を満たしえなかったとき、この場合当該<u>専門研修基幹施設の研修プログラム統括責任者</u>は、直ちに専門医制度委員会に届け出なければならない。</p> <p>3) <u>専門研修基幹施設認定証</u>の交付を受けた日から満 5 年を経て<u>専門研修基幹施設</u>の更新を受けなかったとき。</p> <p>4) 正当な理由をなくして規則第 36 条第 2, 3 および 4 項に変更があったことを専門医制度委員会に届けなかった場合。</p>
<p>第44条 理事長は、<u>基幹研修施設</u>として不適当と認められた理由のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により、<u>基幹研修施設</u>を取り消すことが出来る。</p> <p>2 <u>基幹研修施設</u>の資格喪失に不服を生じた場合、その<u>指導責任者</u>は決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p>	<p>第44条 理事長は、<u>専門研修基幹施設</u>として不適当と認められた理由のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により、<u>専門研修基幹施設</u>を取り消すことが出来る。</p> <p>2 <u>専門研修基幹施設</u>の資格喪失に不服を生じた場合、その<u>研修プログラム統括責任者</u>は決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p>
<p>第45条 専門医制度委員会は<u>基幹研修施設</u>資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。</p> <p>2 異議を申し立てた<u>指導責任者</u>は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べる事が出来る。</p> <p>3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき理事会の議を経て異議申し立てに対する決定を下し、申し立てた施設長に通知する。</p>	<p>第45条 専門医制度委員会は<u>専門研修基幹施設</u>資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。</p> <p>2 異議を申し立てた<u>研修プログラム統括責任者</u>は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べる事が出来る。</p> <p>3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき理事会の議を経て異議申し立てに対する決定を下し、申し立てた施設長に通知する。</p>
<p>第 7 章 <u>関連研修施設</u></p>	<p>第 7 章 <u>専門研修連携施設</u></p>
<p>第 1 節 <u>関連研修施設の資格</u></p>	<p>第 1 節 <u>専門研修連携施設の申請資格</u></p>
<p>第46条 <u>関連研修施設</u>は次の各項の条件をすべて満たす施設であること。</p> <p>1) <u>関連研修施設</u>は申請時において本学会の施設会員であること。</p> <p>2) 10 台以上の透析装置を有する有床施設あるいは無床施設。</p> <p>3) <u>関連研修施設</u>は<u>基幹研修施設</u>では十分に研修できない部分を補うために、<u>基幹研修施設の指導責任者が承認し、施設認定小委員会の審査を受け関連研修施設としての認定を受けなければならない。</u></p> <p>4) 1 名以上の専門医が常勤し、うち 1 名が指導医であること。指導医および指導責任者（施設長あるいは部門長で、必ずしも専門医である必要はない）のもとに、十分な教育体制がとられていること。</p>	<p>第46条 <u>専門研修連携施設</u>は次の各項の条件をすべて満たす施設であること。</p> <p>1) <u>専門研修連携施設</u>は申請時において本学会の施設会員であること。</p> <p>2) 規則施行細則第 10 条に定める診療内容を有する施設。</p> <p>3) <u>専門研修連携施設</u>は、その専門性や地域性から<u>専門研修プログラム</u>で必要とされる施設であること。</p> <p>4) 専門医 1 名以上が常勤し、かつ専門医の中から定められた<u>専門研修指導医</u>のもとに、十分な教育体制がとられていること。ただし、<u>専門研修連携施設認定申請時</u>において、<u>専門研修指導医の申請資格</u>および<u>指導医研修受講証</u>を有する場</p>

現行（平成 25 年 6 月）	改正案
<p>5) <u>施設内での具体的研修プログラムを有し、指導責任者、指導医を含む研修管理委員会が研修内容を管理する体制があること。</u></p> <p>6) <u>日本透析医学会専門医制度規則施行細則に定める診療内容を有すること。</u></p> <p>7) <u>医療安全管理、医療倫理について、年1回以上定期的に勉強会などが行われていること。</u></p> <p>8) <u>基幹研修施設と連携して研修が行われる体制があること。その中には、定められた期間の基幹研修施設での研修を含むこと。</u></p>	<p><u>合は、専門研修指導医がいるものとして扱う。なお、へき地、離島などでやむをえず専門研修指導医を置けない場合は、専門研修指導医の在籍している専門研修施設から随時適切な指導が受けられる環境が整えられると施設認定小委員会が認定した場合には専門研修指導医の要件は免除される。</u></p> <p>5) <u>専門研修施設群として専門研修プログラムを有し、専門研修指導医は専門研修プログラム連携施設担当者として、専門研修施設群の研修プログラム統括管理委員会に参加すること。</u></p> <p>6) <u>医療安全管理、医療倫理について、年1回以上定期的に勉強会などが行われていること。</u></p> <p>7) <u>専門研修基幹施設と連携して研修が行われる体制があること。その中には、定められた期間の専門研修基幹施設での研修を含むこと。</u></p>
<p>第2節 <u>関連研修施設の申請</u></p> <p>第47条 <u>関連研修施設の資格認定を申請する診療施設の指導責任者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。</u></p> <p>1) <u>関連研修施設認定申請書類</u></p> <p>2) <u>関連研修施設内容説明書</u></p> <p>3) <u>指導医および指導責任者の勤務に関する施設長の証明書</u></p> <p>4) <u>研修プログラム</u></p> <p>5) <u>基幹研修施設の指導責任者の関連研修施設受け入れ承諾書</u></p>	<p>第2節 <u>専門研修連携施設の申請</u></p> <p>第47条 <u>専門研修連携施設の資格認定を申請する診療施設の専門研修プログラム連携施設担当者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。ただし、専門研修連携施設申請時において、専門研修指導医認定証がなく、専門研修指導医資格がある場合は、専門研修指導医申請を条件として専門研修指導医認定証は省略可能である。</u></p> <p>1) <u>専門研修連携施設認定申請書類</u></p> <p>2) <u>専門研修連携施設内容説明書</u></p> <p>3) <u>専門研修指導医の勤務に関する施設長の証明書（へき地、離島などで第46条4）に該当する場合は、専門医の勤務に関する証明書で代替できる）</u></p> <p>4) <u>専門研修指導医認定証（へき地、離島などで第46条4）に該当する場合は、専門医認定証）</u></p> <p>5) <u>専門研修プログラム（専門研修施設群の明示を含む）</u></p>
<p>第3節 <u>関連研修施設の更新および関連研修施設更新の申請</u></p> <p>第48条 <u>関連研修施設の有効期限は基幹研修施設と同一とする。関連研修施設の更新を申請する診療施設の指導責任者は、前条の書類および関連研修施設研修成果報告書を専門医制度委員会に提出する。</u></p>	<p>第3節 <u>専門研修連携施設の更新および専門研修連携施設更新の申請</u></p> <p>第48条 <u>専門研修連携施設の有効期限は専門研修基幹施設と同一とする。専門研修連携施設の更新を申請する診療施設の専門研修プログラム連携施設担当者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。ただし、専門研修連携施設更新申請時において、専門研修指導医認</u></p>

現行（平成 25 年 6 月）	改正案
<p>2 <u>基幹研修施設</u>と同時に認可された<u>関連研修施設</u>および認定期間中に追加認定された<u>関連研修施設</u>は<u>基幹研修施設</u>の期限終了と同時に更新の手続きを必要とする。</p> <p>第 4 節 <u>関連研修施設</u>の認定および<u>関連研修施設</u>更新の認定</p> <p>第49条 <u>施設認定小委員会</u>は設備・体制・診療・<u>基幹研修施設</u>との連携の面で疑義が生じ、その必要があると認めた場合、<u>関連研修施設</u>認定および<u>関連研修施設</u>更新を申請した診療施設について実地調査を行うことが出来る。<u>関連研修施設</u>が実地調査を受け入れない場合、施設認定を取り消すことが出来る。</p> <p>第50条 理事長は<u>専門医制度委員会</u>が<u>関連研修施設</u>として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を<u>教育責任者</u>に通知する。</p> <p>第51条 理事長は<u>専門医制度委員会</u>が<u>関連研修更新施設</u>として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を<u>指導責任者</u>に通知する。</p> <p>第52条 <u>基幹研修施設</u>の有効期間中に新たに<u>関連研修施設</u>を申請する場合は所定の手続きをするものとする。 なお、認可された場合は<u>基幹研修施設</u>の有効期間内とする。</p> <p>第53条 理事長は<u>関連研修施設</u>および<u>関連研修施設</u>更新施設名簿への登録を行い、本会<u>関連研修施設</u>認定証を交付する。</p> <p>第 5 節 <u>関連研修施設</u>資格の喪失</p> <p>第54条 <u>関連研修施設</u>は次の各項の理由により、<u>専門医制度委員会</u>の議を経てその資格を喪失する。</p>	<p><u>定証</u>がなく、<u>専門研修指導医</u>資格がある場合は、<u>専門研修指導医</u>申請を条件として<u>専門研修指導医</u>認定証は省略可能である。</p> <p>1) <u>専門研修連携施設</u>認定申請書類</p> <p>2) <u>専門研修連携施設</u>内容説明書</p> <p>3) <u>専門研修指導医</u>の勤務に関する施設長の証明書（へき地、離島などで第46条4）に該当する場合は、<u>専門医</u>の勤務に関する証明書で代替できる）</p> <p>4) <u>専門研修指導医</u>認定証（へき地、離島などで第46条4）に該当する場合は、<u>専門医</u>認定証）</p> <p>5) <u>専門研修プログラム</u>（研修施設群の明示を含む）</p> <p>6) 削除</p> <p>2 <u>専門研修基幹施設</u>と同時に認可された<u>専門研修連携施設</u>および認定期間中に追加認定された<u>専門研修連携施設</u>は<u>専門研修基幹施設</u>の期限終了と同時に更新の手続きを必要とする。</p> <p>第 4 節 <u>専門研修連携施設</u>の認定および<u>専門研修連携施設</u>更新の認定</p> <p>第49条 <u>施設認定小委員会</u>は設備・体制・診療・<u>専門研修基幹施設</u>との連携の面で疑義が生じ、その必要があると認めた場合、<u>専門研修連携施設</u>認定および<u>専門研修連携施設</u>更新を申請した診療施設について実地調査を行うことが出来る。<u>専門研修連携施設</u>が実地調査を受け入れない場合、施設認定を取り消すことが出来る。</p> <p>第50条 理事長は<u>専門医制度委員会</u>が<u>専門研修連携施設</u>として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を<u>専門研修プログラム連携施設担当者</u>に通知する。</p> <p>第51条 理事長は<u>専門医制度委員会</u>が<u>専門研修連携施設</u>更新施設として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を<u>研修プログラム統括責任者</u>に通知する。</p> <p>第52条 <u>専門研修基幹施設</u>の有効期間中に新たに<u>専門研修連携施設</u>を申請する場合は所定の手続きをするものとする。 なお、認可された場合は<u>専門研修基幹施設</u>の有効期間内とする。</p> <p>第53条 理事長は<u>専門研修連携施設</u>および<u>専門研修連携施設</u>更新施設名簿への登録を行い、本学会<u>専門研修連携施設</u>認定証を交付する。</p> <p>第 5 節 <u>専門研修連携施設</u>資格の喪失</p> <p>第54条 <u>専門研修連携施設</u>は次の各項の理由により、<u>専門医制度委員会</u>の議を経てその資格を喪失する。</p>

現行（平成 25 年 6 月）	改正案
<p>1) 正当な理由を付し、<u>関連研修施設</u>としての資格を辞退したとき。</p> <p>2) <u>規則 47 条</u>に定めるいずれかの条件を満たし得なかったとき、この場合当該<u>関連研修施設の指導責任者</u>は、直ちに専門医制度委員会に届け出なければならない。</p> <p>3) 承認した<u>基幹研修施設</u>が資格を喪失したとき。</p> <p>4) <u>関連研修施設認定証</u>の交付を受け、認定期間終了後、更新を受けなかったとき。</p>	<p>1) 正当な理由を付し、<u>専門研修連携施設</u>としての資格を辞退したとき。</p> <p>2) <u>規則 46 条</u>に定めるいずれかの条件を満たし得なかったとき、この場合<u>研修プログラム統括責任者</u>は、直ちに専門医制度委員会に届け出なければならない。</p> <p>3) 承認した<u>専門研修基幹施設</u>が資格を喪失したとき。</p> <p>4) <u>専門研修連携施設認定証</u>の交付を受け、認定期間終了後、更新を受けなかったとき。</p>
<p>第55条 理事長は、<u>関連研修施設</u>として不適当と認められた理由のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により、<u>関連研修施設</u>を取り消すことが出来る。</p>	<p>第55条 理事長は、<u>専門研修連携施設</u>として不適当と認められた理由のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により、<u>専門研修連携施設</u>を取り消すことが出来る。</p>
<p>2 <u>関連研修施設</u>の資格喪失に不服を生じた場合、<u>その施設の長</u>は決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p>	<p>2 <u>専門研修連携施設</u>の資格喪失に不服を生じた場合、<u>研修プログラム統括責任者</u>は決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p>
<p>第56条 専門医制度委員会は、<u>関連研修施設</u>資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果について理事長に答申しなければならない。</p>	<p>第56条 専門医制度委員会は、<u>専門研修連携施設</u>資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果について理事長に答申しなければならない。</p>
<p>2 異議を申し立てた<u>施設長</u>は、その審査のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べることが出来る。</p>	<p>2 異議を申し立てた<u>研修プログラム統括責任者</u>は、その審査のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べることが出来る。</p>
<p>3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議申し立てに対する決定を下し、申し立てた<u>施設長</u>に通知する。</p>	<p>3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議申し立てに対する決定を下し、申し立てた<u>研修プログラム統括責任者</u>に通知する。</p>
<p>第 8 章 規則の変更と疑義の処理</p>	<p>第 8 章 規則の疑義の処理</p>
<p>第57条 この規則は、<u>専門医制度委員会および理事会の議</u>を経て、<u>評議員会の承認</u>を得なければ変更することは出来ない。</p>	<p>削除</p>
<p>第58条 この規則の施行について疑義を生じたときは、該当事項は各当該委員会で処理し、処理困難な事項、あるいは2つ以上の委員会に関する事項は、専門医制度委員会および理事会の議により決する。</p>	<p>第57条 この規則の施行について疑義を生じたときは、該当事項は各当該委員会で処理し、処理困難な事項、あるいは2つ以上の委員会に関する事項は、専門医制度委員会および理事会の議により決する。</p>
<p>第 9 章 罰 則</p>	<p>第 9 章 罰 則</p>
<p>第59条 罰則は次の各項に定めるものとする。</p>	<p>第58条 罰則は次の各項に定めるものとする。</p>
<p>1) 専門医が不正行為による資格取得など専門医制度への信用を著しく傷つける行為をした場合、専門医の認定の取り消し、または期限付きでの資格の停止をすることが出来る。</p>	<p>1) 専門医が不正行為による資格取得など専門医制度への信用を著しく傷つける行為をした場合、専門医の認定の取り消し、または期限付きでの資格の停止をすることが出来る。</p>
<p>2) 非専門医が不正行為による専門医受験申請を行った場合や専門医を広告などで名乗った場合</p>	<p>2) 非専門医が不正行為による専門医受験申請を行った場合や専門医を広告などで名乗った場合</p>

現行（平成 25 年 6 月）	改正案
<p>は、専門医の受験資格の喪失、期限付きでの受験の停止をすることが出来る。</p> <p>3) 上記 1), 2) の事例で、施設に責務が有った場合においては<u>基幹研修施設・関連研修施設</u>の取り消し、期限付きでの認定の停止などが出来る。</p> <p>4) 罰則に不服を生じたものは、決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p> <p>5) 1) ～3) は専門医制度委員会および理事会の議により執行することが出来る。</p> <p>第10章 補 則 第60条 この規則を改正する場合には、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成 2 年 7 月 7 日制定）は廃止する。 この規則は、平成 15 年 6 月 19 日理事会、評議員会で承認 平成 16 年 4 月 1 日から適用する。 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成○年○月○日から施行する。 （理事会一任）</p>	<p>は、専門医の受験資格の喪失、<u>または</u>期限付きでの受験の停止をすることが出来る。</p> <p>3) 上記 1), 2) の事例で、施設に責務が有った場合においては<u>専門研修基幹施設および専門研修連携施設</u>の取り消し、<u>または</u>期限付きでの認定の停止などが出来る。</p> <p>4) 罰則に不服を生じたものは、決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p> <p>5) <u>上記</u> 1) ～3) は専門医制度委員会および理事会の議により執行することが出来る。</p> <p>第10章 補 則 第59条 この規則を改正する場合には、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成 2 年 7 月 7 日制定）は廃止する。 この規則は、平成 15 年 6 月 19 日理事会、評議員会で承認 平成 16 年 4 月 1 日から適用する。 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成○年○月○日から施行する。 （理事会一任）</p>